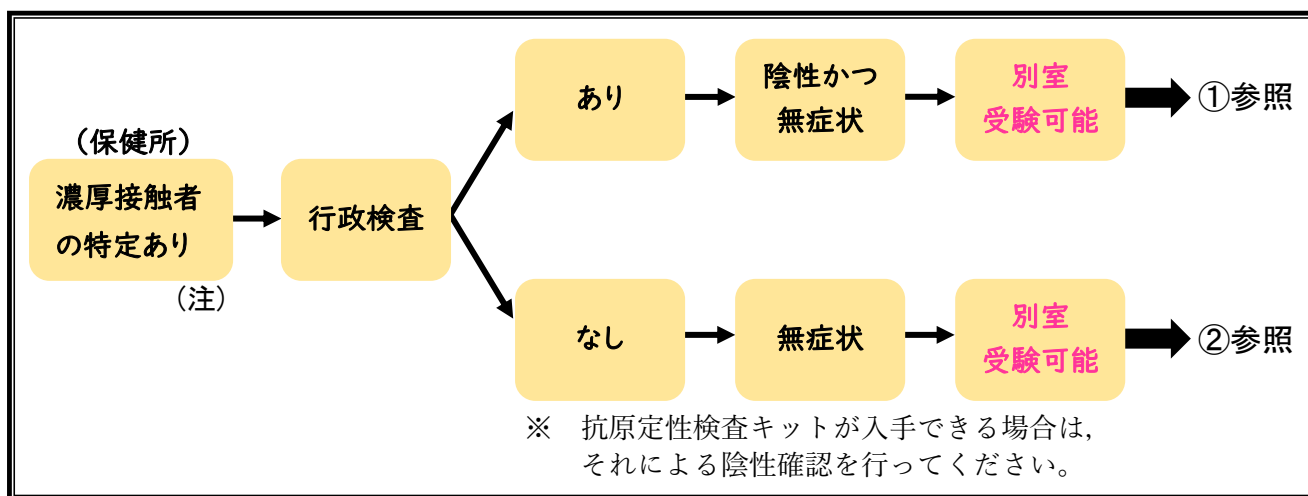


保健所から新型コロナウイルス感染症患者との濃厚接触者として健康観察や外出自粛を要請された場合の対応について

令和5年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト『受験上の注意』3ページ「2 新型コロナウイルス感染症対策」の「(1) 試験前」⑤に記載している、保健所から新型コロナウイルス感染症患者との濃厚接触者（保健所からの連絡が感染者等から間接的に伝達された者を含む。以下同じ。）として健康観察や外出自粛を要請された場合の対応については、以下のとおりです。



[\(令和5年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン \(令和4年6月3日付け大学入学者選抜協議会決定\) 2\(2\)④に基づき作成\)](#)

(注) 「濃厚接触者の特定」については、感染状況など地域の实情に応じて各自治体の判断により行われていますので、各自治体のホームページ等で確認してください。

① 保健所から濃厚接触者である旨の連絡があり、行政検査（自治体又は自治体から指示された医療機関が実施するPCR等の検査（初期スクリーニング）。以下同じ。）を実施している場合

以下のア～エの要件を全て満たしている場合に受験が認められます。受験を希望する場合には、令和5年1月13日（金）の午前10時までに、受験票に記載されている「問合せ大学」に電話連絡してください。

なお、要件を一つでも満たさない場合は受験できませんので、追試験の受験を申請してください。追試験の申請方法については、「受験上の注意」の16ページを参照してください。

- ア 行政検査（初期スクリーニング）の結果、陰性であること
- イ 受験当日も無症状であること
- ウ 公共の交通機関（電車、バス、タクシー、航空機（国内線）、旅客船等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くこと
- エ 終日、別室で受験すること

注) 「問合せ大学」にまず電話連絡した上で、次の事項について志願者本人が自署した書面をメール・ファックス等で提出する必要があります。

- ・試験場コード及び受験番号
- ・氏名
- ・濃厚接触者に該当すると判断した保健所の名称
- ・保健所から濃厚接触者に該当すると連絡があった日（保健所からの連絡が感染者等から間接的に伝達された場合は、その連絡があった日）
- ・保健所から健康観察期間として不要不急の外出を控えるよう指示されている期間
- ・行政検査（初期スクリーニング）の結果

② 保健所から濃厚接触者である旨の連絡があったが、感染状況など地域の実情に応じて、自治体の判断により積極的疫学調査を行わないため行政検査は実施していない場合

以下のア～ウの要件を全て満たしている場合に受験が認められます。受験を希望する場合には、令和5年1月13日（金）の午前10時までに、受験票に記載されている「問合せ大学」に電話連絡してください。

なお、要件を一つでも満たさない場合は受験できませんので、追試験の受験を申請してください。追試験の申請方法については、「受験上の注意」の16ページを参照してください。

ア 受験当日も無症状であること

イ 公共の交通機関（電車、バス、タクシー、航空機（国内線）、旅客船等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くこと

ウ 終日、別室で受験すること

注) 「問合せ大学」にまず電話連絡した上で、次の事項について志願者本人が自署した書面をメール・ファックス等で提出する必要があります。

- ・試験場コード及び受験番号
- ・氏名
- ・濃厚接触者に該当すると判断した保健所の名称
- ・保健所から濃厚接触者に該当すると連絡があった日（保健所からの連絡が感染者等から間接的に伝達された場合は、その連絡があった日）
- ・保健所から健康観察期間として不要不急の外出を控えるよう指示されている期間
- ・自治体の判断により行政検査を実施していない旨の記載

※ 抗原定性検査キットが入手できる場合は、それにより陰性確認を行い、その旨を記載してください。

その他、新型コロナウイルス感染症対策等に関することは[大学入試センターホームページ](#)に掲載している「令和5年度大学入学共通テストにおける新型コロナウイルス感染症対策等に関するQ&A」を参照してください。